

広島県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十一年七月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	介護老人保健施設 あおやま	呉市阿賀北六丁目一五番二〇号	平成二十二年七月一〇日